

住宅確保要配慮者居住支援法人（東京都指定）に関する公示

1.第 40 条第一号

●組織、人員及び運営に関する事項

■ 支援業務の担当部署の名称及び人員の数

担当部署名：新規事業開発部 居住支援課

人員の数：5 名

支援業務を行う事務所の住所、営業時間及び連絡先

事務所所在地：東京都新宿区西新宿 7-5-2 5 西新宿プライムスクエア 2 F

[株式会社ミレニアム 本社内]

営業時間：平日 9:00～18:00（土日祝日・年末年始を除く）

電話番号：03-6868-3325（本社代表）

2.第 40 条第二号

●支援業務の概要及び実施の方法に関する事項

■ 支援業務の対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他障害者

■ 支援業務を行う区域：東京都全域（島しょ部除く）

■ 居住支援業務内容

(1) セーフティネット住宅の入居者への家賃債務保証

- ・当社で家賃債務保証は行わない。

(2) 入居前支援

- ・ 賃貸物件の選定、不動産店・内見同行、契約手続きのサポート
- ・ 福祉サービスの提供体制の調整
- ・ 家主・不動産業者への障害特性に関する説明・調整
- ・ サブリース方式による要配慮者への住宅提供

(3) 入居中支援

- ・ 定期的な安否確認・見守り支援
- ・ 福祉サービスとの連携による生活上の課題対応
- ・ 家主とのトラブル防止のための定期的なフォローアップ
- ・ 入居者の自立に向けた福祉サービス利用支援（例：重度訪問介護、同行支援）

(4) 退去時支援

- ・ 次の住居の確保に向けた支援（転居支援・情報提供）
- ・ 必要に応じて行政や医療機関と連携した転居支援

(5) 附帯する支援業務

- ・ 入居者の生活相談、就労支援機関の紹介
- 対価を得て行う支援業務について

居住支援業務に関する相談は、原則として無料で行います。ただし、特定の支援業務において実費等が発生する場合には、事前に内容および費用を説明し、同意を得たうえで実施します。

3. 第 40 条第三号

●関係機関との連携に関する事項

■福祉に関する団体との連携

当法人は、住宅確保要配慮者の生活支援及び福祉支援を円滑に行うため、同一法人となる各事業所と連携しています。

- ・介護事業所みっれ（株式会社ミレニアム）
- ・訪問介護ステーションみっれ（株式会社ミレニアム）

4. 第 40 条第四号

●支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する事項

当法人は、東京都居住支援協議会の構成員として、居住支援に関する研修及び情報共有に参加し、支援業務に従事する人材の確保及び資質の向上に努めて参ります。

2025 年 12 月 19 日